

体育授業及び部活動における スポーツ事故防止の徹底に向けて

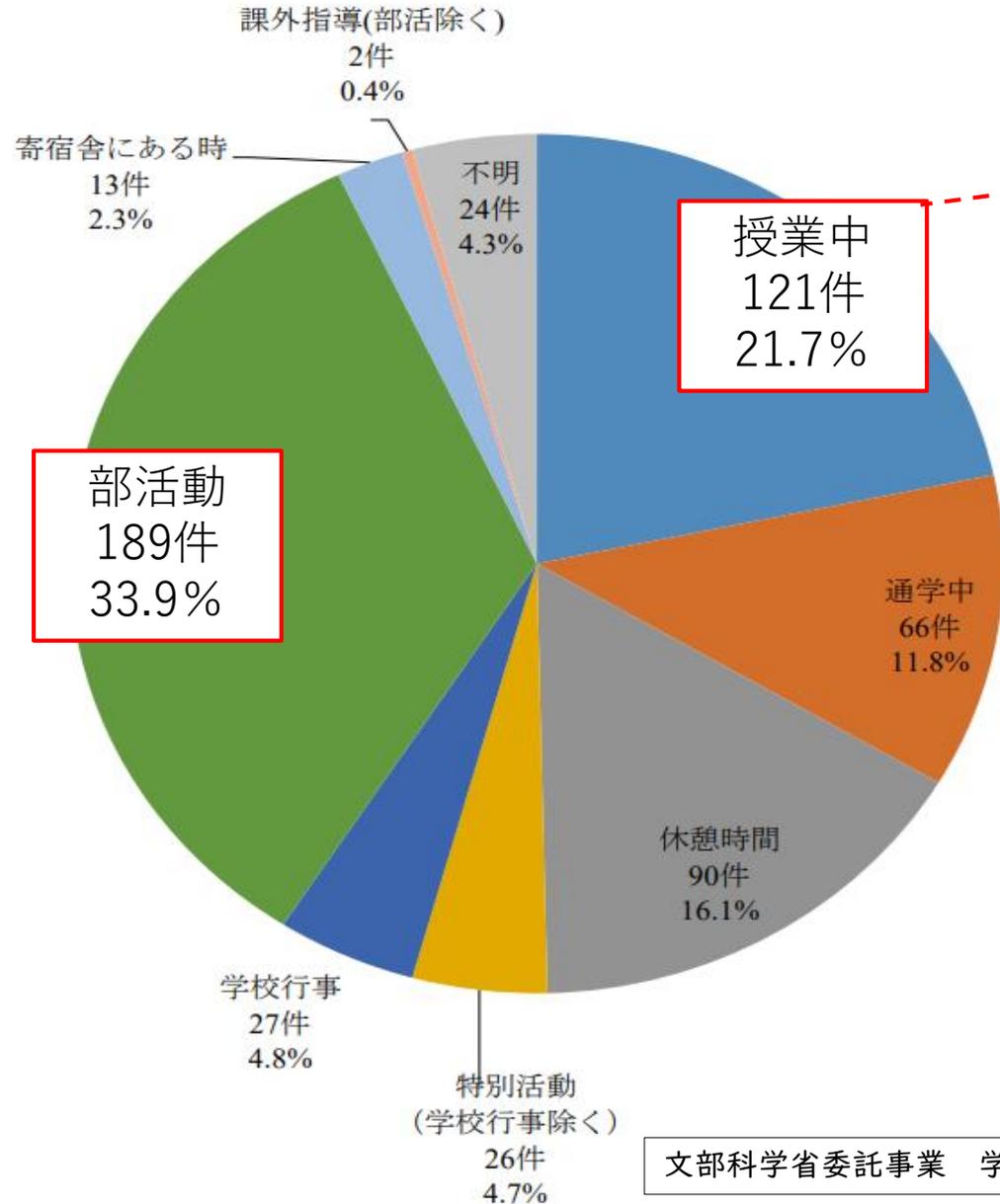
key word : 安全配慮義務



HOKKAIDO
BOARD OF
EDUCATION

北海道教育庁学校教育局健康・体育課

事故が発生した場面（計558件中）



体育（保健体育）の授業中
94件 80.1%
(全体の16.8%)

体育活動中の事故 事例①

【事案の概要】

高等学校2年生の生徒A（原告）は、8月に、柔道部が参加した合同合宿における練習試合中に、対戦相手から返し技（大外刈り）をかけられ後方へ転倒し、後頭部を畳に強打した結果、四肢不全麻痺及び高次脳機能障害等の後遺障害を負った。生徒Aは、合同合宿前の5月に急性硬膜下血腫と診断されていたが、それにもかかわらず、生徒Aを練習試合に参加させたことは、指導教諭らに過失があるとして損害賠償を求めた。

【判決（過失）内容】

- 教育活動の一環として行われる学校の課外の部活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するため、指導教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる**事故の危険性を具体的に予見**し、その**予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置**を採るべきである。
- 柔道の指導に当たる教員は、生徒の健康状態や体力及び技量等の特性を十分把握して、それに応じた指導をすることにより、柔道の試合又は練習による事故の発生を未然に防止して事故の被害から当該生徒を保護すべき一般的な**注意義務**を負う。
- 顧問教諭は、**重篤な結果が生じる危険性を予見し得た**にもかかわらず、漫然と原告を練習試合に出場させた過失がある。
- 医師が原告に対して柔道を禁止していなかったこと、柔道復帰が原告らの判断に任されていたこと、新たな診断書が出されていないことの事実によっても、指導教諭らが、事故当時において**原告が頭部に衝撃を受けた場合の危険性を予見することが困難であったとはいえない。**

体育活動中の事故 事例②

【事案の概要】

高等学校の硬式野球部に所属する生徒が、ペッパー練習（投手と打者が2人1組となり、投手が軽く投げたボールを打者が打ち返すという、主としてバットコントロールを身につけるための練習方法）中、他の部員の打球を左眼に受け、傷害を負い、視力が裸眼1.0から裸眼0.2になったのは、同部監督（同校教諭）の過失によるとして、損害賠償を求めた。

【判決（過失）内容】

- ペッパーは一般に是認された練習方法であり、打者が正しいバットの出し方やバットコントロールを覚えることにあり、同時に、守備側にもスローイングや守備の練習となる。ペッパーを行う場合は、投手は対面する打者からの打球のみならず、両隣の打者からの打球についても注意を要し、指導者は安全を確保する必要がある。
- 指導教諭は、硬球の危険性を熟知しており、本件事故以前から、ペッパーの練習中に、打球が隣の組の投手に当たるのを目撃していたことから、練習で打球が部員に当たり障害を生じさせることについて具体的な予見可能性があった。
- 指導教諭は、ペッパーの練習を指導するにあたり、その危険を防止するよう配慮し、少なくともペッパーを行う各組の横の間隔をさらにとるよう指示すべきであった。
- 指導教諭は、指導にあたり、部員の生命、身体に危険が及ばないよう、その安全に配慮する義務を負っていたが、隣の組との間隔、ペッパーの方法等について、状況に応じた適切な指示を与えることを怠った。

法的責任の問われ方

①刑事上の責任

刑法211条（業務上過失致死傷等），刑法209条1項（過失傷害）等

- ・加害者が、犯罪を犯したとして、懲役刑や禁固刑、罰金刑などに処されること。
- ・学校教育でいえば、水泳指導中の児童生徒の死亡の場合などに過失致死罪、体罰による負傷等の場合に暴行罪や傷害罪に問われる場合がある。

②行政上の責任

地方公務員法 第29条

- ・地方公共団体から職務上の義務違反として懲戒処分を受けること。

③民事上の責任

国家賠償法1条、2条

- ・被害者やその保護者から、民法上の不法行為に基づく損害賠償を求められること。
- ・多くは、国家賠償法に基づき、国や地方公共団体に対して損害賠償を請求される。
- ・賠償の責に任じた国や地方公共団体は、故意又は重大な過失のあった者に対し、求償することができる。

過失の考え方①（民事上の責任）

- 「過失」とは、普通に尽くさなければならない注意を怠ること。（注意義務違反）
- 「過失」すなわち「注意義務違反」は、「予見義務違反」と「結果回避義務違反」の2段階で考える。

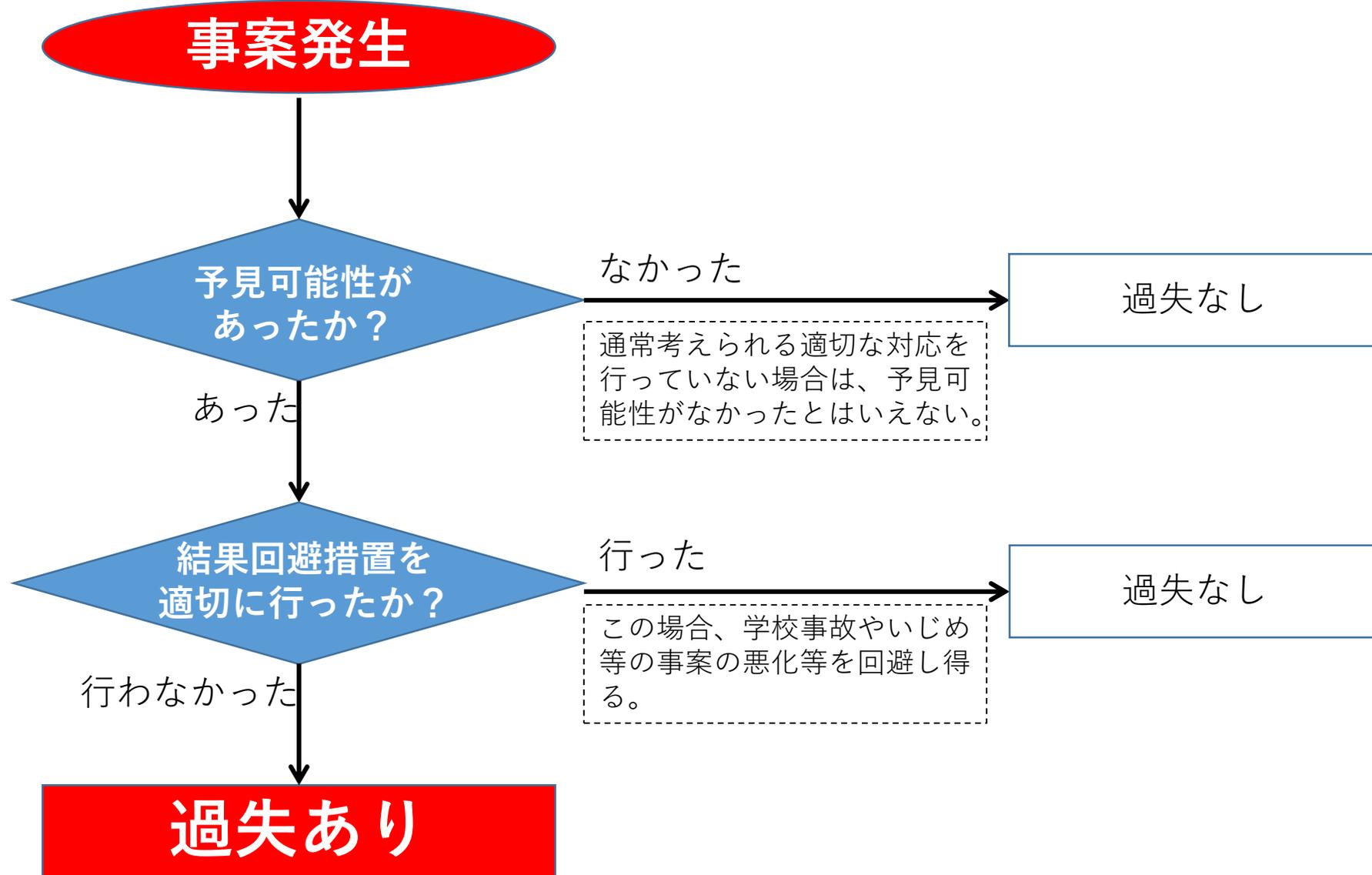
1. 予見義務違反（予見可能性）

- 結果発生の予見が可能であり、予見しておくべきであったのに、それを怠った場合に「予見義務違反」となる。

2. 結果回避義務違反

- 予見した結果の回避が可能であり、回避すべく何らかの措置をとるべきであったのに、それを怠った場合に「結果回避義務違反」となる。

過失の考え方②（民事上の責任）



過失の考え方③（民事上の責任）

学校種と注意義務の範囲

注意義務の範囲

- **注意義務の範囲は、対象となる児童生徒の発達の段階により、若干広狭があり、発達の段階、学校段階が進むほど狭くなる。**

学校種	注意義務の範囲（判例の規範）	程度
幼児教育施設	判断能力、行動能力が極めて低いことを考慮し、口頭による注意のみならず、物理的に危険から遮断されるような具体的措置をとることが求められる。	高い
小学校	低学年と高学年では事理弁識能力が異なるため、学年によって注意義務が異なるが、事案によっては、幼児と違い口頭注意も有効とみる場合もある。	↑ ↓
中学校	幼児や小学校と比較すれば、判断能力や行動能力が備わりつつあるが、成人に比しては未熟であるため、注意義務は相当高いものとされる。	
高等学校	ほぼ成人に近い能力を有するため、教員の注意義務はかなり軽減されている。	低い

- **水泳や運動など、教育活動が危険性の高いものであるほど、教員の注意義務の内容・程度が厳しいものとなる。**

まとめ

1. 学校や教員には、児童生徒に対する安全配慮義務があることを理解すること。
2. どのような場合にどのような法的責任が問われるのかという法的責任の追及の仕組みを正しく理解した上で、学校の教育活動を進めることが重要であること。
3. 安全配慮義務に対する過失（注意義務違反）は、予見義務違反と結果回避義務違反の2段階で考えられることを踏まえ、危機管理に当たっては、予見でき得るか、予見できたとして結果回避措置が適切か、という視点で対応を検討する必要があること。
4. 過失の内容によっては、教諭個人が、国や地方公共団体から賠償を求められることがあることを理解しておくこと。
5. 事故等が発生する危険性を常に有する体育活動の特性を踏まえ、常に安全に配慮出来る体制をつくること。

代表的な事故及び事故防止のための対策（参考）

○ 柔道・相撲

〈発生しやすい事故〉

- ・ 投げ技を受けた際の頭部打撲による脳や頸椎の損傷
- ・ 上下肢の骨折、脱臼、打撲
- ・ 長時間絞められたことによる意識喪失、心不全、
- ・ 高温多湿の環境下での熱中症

代表的な事故及び事故防止のための対策（参考）

〈安全指導のポイント〉

- ・ 取り扱う技が個々の児童生徒の技能や運動能力、体格等に対応しているか。
- ・ 特に自由練習や試合において、児童生徒の体格を考慮し、指導しているか。
- ・ 危険だと思われる技や動作等が見られた場合は素早くその場で指導しているか。
- ・ 基本練習を大切にし、安全な受け身や無理のない正しい技を身に付けるよう指導しているか。
- ・ 柔道衣等の清潔を保ち、破損等がないか点検するよう指導しているか。
- ・ 危険な行為や粗暴な行動を避け、礼儀を重視し、相手を尊重しながら活動するよう指導しているか。

〈安全管理のポイント〉

- ・ 畳や土俵のずれ、破損、壁の危険な突起物等武道場の施設・設備に異常はないか。
- ・ 武道場の温度や湿度、換気の状態は適切か。
- ・ 一度に練習させる人数は安全を確保する上で適切か。

代表的な事故及び事故防止のための対策（参考）

○ 野球・ソフトボール

〈発生しやすい事故〉

- ・ 守備時において、打球や送球を受け損なうことによる顔面損傷（眼球、口唇部）など
- ・ 打撃時において、死球を受けることによる頭部や手、上腕部の骨折、打撲
- ・ バットスイングの際にバットが周囲の者に当たることによる打撲や骨折
- ・ バッティング練習中、投手や投球マシンにボールを入れる者に打球が直撃することによる頭部や顔面の損傷
- ・ クロスプレーや守備者同士の接触や衝突による骨折、靭帯損傷
- ・ ボールを見ていない者やプレーに関係していない者に打球や送球がぶつかることによる負傷
- ・ 炎天下の長時間練習による熱中症

代表的な事故及び事故防止のための対策（参考）

〈安全指導のポイント〉

- ・ 送球や連携プレーにおいて声を掛け合ったり、ボールのぶつからない安全な間隔を確保するなど、安全に留意して練習するよう指導を徹底しているか。
- ・ プレー中は常にボールから目を離さないよう指導を徹底しているか。
- ・ バットを振る際には、周囲に人がいないことを確認するとともに、バットを投げないよう十分に指導しているか。

〈安全管理のポイント〉

- ・ ベースや防球ネットの設置、グラウンドの整備状況等、活動前の練習場の安全点検を常に行い、安全確保に努めているか。
- ・ バッティング練習における防球ネットの設備や投手用ヘルメットの着用など、防球対策の徹底を図っているか。
- ・ 生徒や他の部活動の動きに留意し、練習環境の安全を常に確認しているか。
- ・ 気温、湿度や落雷など、自然環境の状況や変化に留意しているか。